

I. 基本的事項

1. 環境社会配慮の基本方針（ひととおりの議論は第7回改訂委員会で終了）

開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する。開発途上国において JICA の協力事業が環境と地域社会に及ぼす影響を回避または低減し、受け入れることが出来ないような影響をもたらすことがないよう、開発途上国政府により適切な環境社会配慮がなされる必要がある。

環境社会配慮とは、自然のみならず非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境（以下、環境と略）に配慮することを言う（JBIC ガイドラインと同様）。「配慮」とは、事業の計画と実施にあたって、情報公開と利害関係者の参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、実行可能な範囲でその影響を回避または低減するような対策を講ずることを言う。

環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。

JICA の協力事業において、環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。JICA は、それを本ガイドラインに照らし環境社会配慮の内容を確認し、開発途上国政府またはその実施機関を支援する。

開発途上国が行う環境社会配慮の内容を確認し、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。

採択された事業について、内容と規模、立地環境の情報と関係する環境社会配慮の項目、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、開発途上国政府またはその実施機関の環境社会配慮の内容と体制（予算、組織、人員）及び情報公開や住民参加等の措置と実行状況について、プロジェクトサイクルの各段階で確認し、事業の性質や時間と費用の限界を考慮した上で、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。また、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮を行うよう先方に働きかける。環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICA の協力事業の中止を我が国政府に提言することもあり得る。

住民参加と情報公開を先方機関に要請する。

環境社会配慮のための必要条件として、JICA が作成する報告書を含めて関連する情報を適切な方法で公開すること、多様な利害関係者の参加の促進と対話の重視を先方機関に要請する。同時に、JICA は、環境社会配慮に関連する重要な情報を、適切な時期に適切な方法で先方機関の了解を取り付けた上で公開する。

開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援する。

開発途上国政府が、環境社会配慮を行う上でその能力が不十分な場合、JICA は環境に係る組織や関係者の総合能力を高めるため、環境に関する技術の習得等を含めた人材育成を推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行う。

ガイドライン遵守確保のための体制を整備する。

ガイドラインの遵守を JICA 内でチェックするとともに、必要な段階で外部からのコメントを受け付け、必要な措置をとる。

2. ガイドラインの目的

- JICA の責任ある環境社会配慮の確認と支援の姿勢を示すもの。環境社会配慮の確認と支援の手続き、意思決定を行うにあたっての判断の基準、環境社会配慮の確認と支援を行うにあたって先方に求める要件を明らかにすることにより、開発途上国に対し環境社会配慮の適切な実施を促す。

3. ガイドラインの適用範囲

3.1 環境と社会の範囲（人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含める）

- JBIC ガイドラインで定められた範囲を参考に検討したい。大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題が JBIC ガイドラインに含まれているが、各項目の必要性を確認する必要がある。特に、水利用、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS については、検証が必要と考えており JBIC 研究会の時の議論も紹介いただけると有り難い。実行可能で、時間や費用の限界も考慮した上で、重要な事項を範囲としたい。
- 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみな

らず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい（JBIC ガイドラインに準拠）。

3.2 スキームの取り扱い（統合した扱いとする）

- 開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、各々のガイドラインを作成することはせず、統一したものを作成する。各々の事業は、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類を行い、カテゴリ毎に必要な環境社会配慮への支援を行う。

3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性

- 紛争国・紛争地域や軍事政権下の国での案件採択の判断は、我が国政府の権限であるが、環境社会配慮が必要となる案件の場合、住民参加や情報公開等の配慮の前提条件を確認することが重要である。環境と地域社会に重大な影響が予想される事業について、こうした前提条件の確保が十分になされない場合は、採択を見送るように提言することもあり得る。

4．計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）

- 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画（マスタープラン等）や事業を決定するものではないが事業の内容を拘束する計画（国の施策の策定、土地利用基本計画、公共事業5カ年計画、エネルギー供給目標等）の作成においては、早い段階からより広範な環境配慮を行うことが出来る仕組みとして計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）の活用の可能性について十分議論したい。

5．環境管理システムの適用

- ISO（国際標準化機構）14001 規格で言う「環境マネジメントシステム」は、経営層による環境方針の策定、計画、実施及び運用、点検及び是正処置、経営層による見直しのシステム（Plan, Do, Check, Action）を確立し、環境配慮の継続的改善を続けることと理解。ブラジル、中国、インド、マレーシアなどでは、ISO14001 の認証取得が進んでいると承知しているが、開発途上国政府やその実施機関の動きは承知しておらず、今後 ISO14001 認証の動向を把握する必要があるが、実際の ISO の適用については JICA からの働きかけとともに開発途上国自身の経営トップの判断と取り組みが第一義的に重要であると判断する。

- 開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援することは、基本方針の述べたとおりである。事業者の自主的環境保全努力を促進し向上させることを目的に、JICA の協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階では活動にモニタリングや環境保全対策を先方が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことを検討したい。